

仮訳（原文：英語）

Japanese Provisional Translation

Original: “Considerations Relating to Cessation on the basis of Article 1 C (5) of the 1951 Convention with regard to Afghan refugees and persons determined in need of international protection”, UNHCR Geneva (29 January 2005).

アフガニスタン出身の難民及び国際的保護が必要と判断された者の1951年「難民の地位に関する条約」第一条C項(5)項に基づく地位の終止に関する考察

1951年の「難民の地位に関する条約」の第一条C項は、難民としての地位は、出身国に再び定住するに至った場合などの当該人の任意の行為【第一条C項(1)～(4)に規定】又は出身国において難民であると認められる根拠となった客観的な事由の根本的な変化【第一条C項(5)と(6)に規定】により終止することがあると規定している。後者の規定は、「事由の消滅」又は「一般的な終止」規定として一般的に知られている。終止条項を解釈するに当たって、難民問題の恒久的な解決という大きな文脈の中で、解釈することが重要である。地位の終止によって、不安定な状況の出身国へ帰還を強いられることにはならない。なぜなら、このことは恒久的な解決の土台を崩し、また状況が改善されていた地域で、更に、または再び不安定化をもたらす可能性があるからである。終止条項は、それを適用する以前に、「国籍国の状況変化が根本的且つ恒久的なものでなければならない」という原則を援用すべきである。

UNHCRの執行委員会は、1992年の執行委員会決議第69号(XLIII)という形で終止条項の適用についての指針を作成した。これらは、さらに「国際的保護に関するガイドライン」で詳述されている。終止条項評価の基本的な基準は、出身国での（難民であることの根拠となった事由の）変化が根本的・安定的・恒久的な性質のものであるか、及び難民となった原因への対処がどのようになされているかである。（アフガニスタンのように）政権転覆や軍事的手段の使用など、その変化が「暴力的に」引き起こされた状況においては、その変化が確かなものとなり、国全体の復興が確立されるまでには、比較的長期間が必要とされる。

「事由の消滅」規定の適用に関する上記指針に規定された考慮事項をアフガニスタンの状況に当てはめ、評価するにおいて、UNHCRは以下の見解を持つ。

変化の根本的な性格： 2001年末のタリバン政権の崩壊とボン合意に始まるアフガニスタンでの政権移行の過程は、難民の同国からの逃避をもたらした原因が次第に解決に向かうなど、根本的な変化の兆しを示すものである。UNHCRの見解では、この重要な遷移の成功と変化の確立は、「一般的な終止」規定の適用以前に、この遷移過程の完了を必要とする。〔略〕

難民の避難をもたらした原因に関連して、戦争状態の終結、平和的・安定的な状況への復帰、それに完全な政権交代等は、根本的な変化の重要指標であり、それ故、一般的な終止の適用をする際重要な指針となる。反政府勢力に対処するための軍事行動が数箇所の地方で継続しており、それらの地方の一部は中央政府とその軍隊の指揮系統に完璧には服してはならず、軍事的戦争行為は未だに止んでいない。改善されている一方、国家警察とアフガン国軍は、（最低レベルの外国からの援助の下）アフガニスタンの大部分では排他的な権威を有しておらず、加えて、国家警察は2007年まで、そして国軍は2008年まで全国的な配備の見込みはない。元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)計画により著しい進歩があったことは確かだが、計画は未だ完成しておらず、特に非法武装集団に関する問題についてほとんど進歩がみられていない。それ故、安定状況が確立されたとは言えない。

変化の恒久性：（難民であると認められる根拠となった事由に）重要且つ根本的な変化をもたらす出来事には、特にそれらの変化が政権転覆というかたちで暴

仮訳（原文：英語）

Japanese Provisional Translation

Original: “Considerations Relating to Cessation on the basis of Article 1 C (5) of the 1951 Convention with regard to Afghan refugees and persons determined in need of international protection”, UNHCR Geneva (29 January 2005).

力的に起こった場合、それが確実なものとなる時間が与えられるべきである。多くの民族や政治グループを巻き込んだ紛争後の状況下での真の復興は困難であることを考慮し、人権状況や平和協定は注意深く監視されるべきである。（略）又、変化の性質を判断するために重要な他の基準に、司令官や武装集団による人権侵害の本質的な減少と、深刻な少数民族への差別の廃絶があげられる。

国籍国による保護の回復： 1951 条約の第一条 C 項の適用終了を正当化する最も重大な要素は、難民が効果的に国籍国の保護を再び利用できるかどうかという問題である。国籍国による保護が回復したかという指標は、広義においては人権の尊重であり、狭義においては、利用可能で公平な司法機能を含む、しっかりと機能する政府と基礎的な行政機構の再建である。アフガニスタンの社会的・民族的事情に当てはめた場合、これらの機能が中央政府だけでなく地方レベルにまでどの程度浸透しているかが重要である。UNHCR の見解では、地方政府と行政機構は未だ適切なレベルの信用と継続性を持って機能しておらず、特に軍事と経済において権力を持つ勢力から十分な独立性を保っていない。同じように、司法制度において、または伝統的な紛争解決機能において、効果的な救済へのアクセスは限定されており、刑事免責に近いものを持ち続けている実力者や軍閥の指導者とつながりのある人物と争いがある場合、救済へのアクセスは実質的に存在しない。

2005 年 1 月 29 日

UNHCR 本部